

Research Focus

2024 年 3 月 26 日
No.2023-054

介護の社会化と介護人材確保に向けて

調査部 副主任研究員 岡元真希子

《要 点》

- ◆ 介護職員数は 2022 年に減少に転じた。要介護高齢者は今後も増加が予想され、介護需要に供給が追いつかなくなる恐れがある。介護保険制度の導入後、国民の意識も変化し、事業者による介護を希望する人が半数を超えた。主たる介護者が家族である割合は 6 割弱まで減少するなど、家族介護から事業者による介護へと、介護の社会化が進んできた。
- ◆ 家族介護の中心的役割を担ってきた 50～69 歳の女性の就業率は 2000 年以降急伸している。背景には複数の要因があるが、介護保険サービスによる家族介護負担の軽減もそのひとつとして挙げられる。介護と仕事の両立が進み、現在、家族介護をしている 50～64 歳の女性において、有業者の数は無業者を上回る。
- ◆ 現在、介護をしながら働く 50 歳以上の女性が介護サービス不足のため離職を余儀なくされ、有業介護者の割合が 2003 年当時の水準まで落ち込むと仮定すると、無業に移行する女性就業者数は 25 万人強、失われる賃金総額は 6,500 億円程度と推計される。中高年女性が介護離職した場合、介護が終了した後に再就業する割合は低く、そのまま非労働力人口となる場合も多いとみられる。
- ◆ 2024 年の介護報酬改定では処遇改善加算の見直しが行われた。これまでの報酬改定でも賃金と就業環境の両面からの処遇改善が目指されてきたが、依然として全産業平均とは大きな開きがある。介護人材の流出傾向が今後も続けば、要介護認定を受けても介護サービス給付が受けられないという状況が生じかねない。
- ◆ 未婚化やきょうだい数の減少などによる家族機能の縮小に対応するには介護の社会化を一段と進める必要がある。多くの人は自分自身が介護を受ける際と、親族の介護に携わる際の二重の意味で、介護保険給付に助けられることになる。介護人材の処遇改善には介護保険料の上昇が必然となるが、制度の信頼性と持続可能性を維持し、必要な給付を保障するために、介護従事者確保にあたって必要な費用を社会で負担していくための合意形成が早急に求められる。

本件に関するご照会は、調査部・副主任研究員・岡元真希子宛にお願いいたします。

Tel : 080-2406-1838
Mail : okamoto.makiko@jri.co.jp

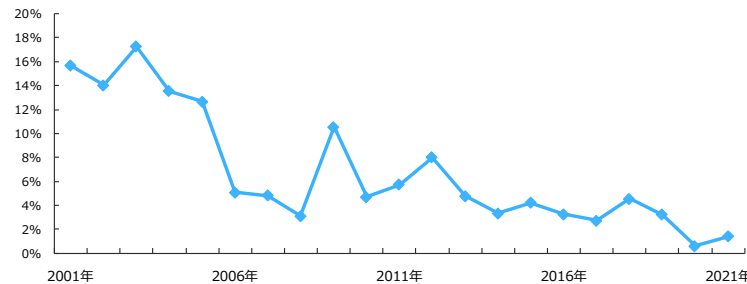
「経済・政策情報メールマガジン」、「X(旧 Twitter)」、「YouTube」でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. 減少に転じた介護職員

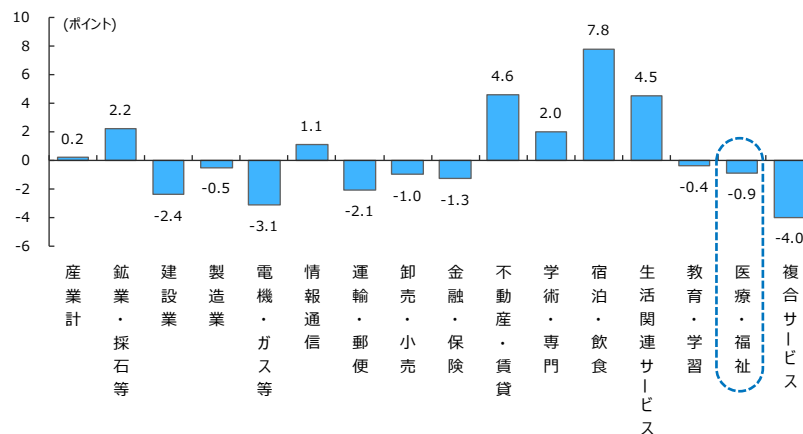
公的介護保険制度の導入から 20 年あまりの間に、介護職員の数は約 3.9 倍に増加した。しかし、近年その伸び率は鈍化している(図表 1)。2022 年は、宿泊や飲食、旅行や娯楽などを含む生活関連サービスに人材が流入する一方、医療・福祉は離職者数が入職者数を上回り、介護等分野における入職超過率は初めてマイナスに転じた(図表 2、図表 3)。

(図表1) 介護職員数の対前年比伸び率の推移



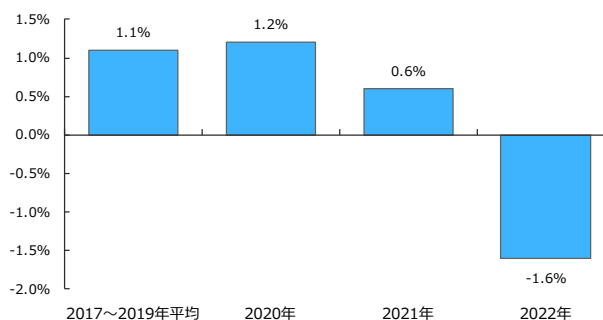
(資料) 厚生労働省 「社会保障審議会 介護給付費分科会(第 223 回)資料 1 (2023 年 9 月 8 日)」をもとに作成
(注) 原典は厚生労働省『介護サービス施設・事業所調査』。2009 年と 2018 年に調査方法の変更があった。

(図表2) 産業別入職超過率(入職率－離職率) (2022 年)



(資料) 厚生労働省 「令和 4 年雇用動向調査結果の概況」

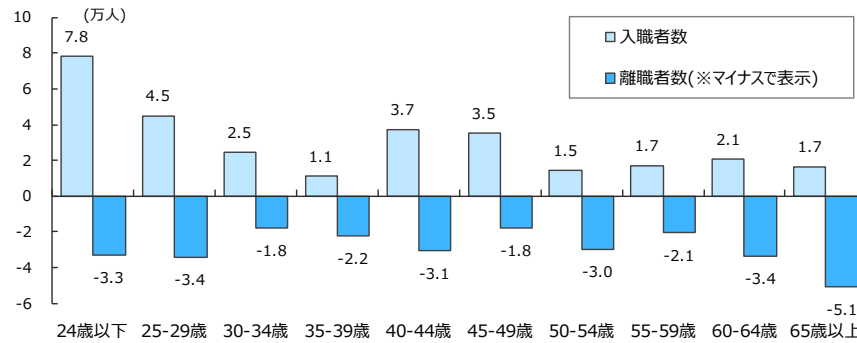
(図表3) 介護等分野の入職超過率(入職率－離職率)の推移



(資料) 厚生労働省 「社会保障審議会 介護給付費分科会(第 223 回)資料 1 (2023 年 9 月 8 日)」
(注) 原典は厚生労働省『職業安定業務統計』、総務省『労働力調査』

介護事業等における 2023 年上半期の入職者数・離職者数を年代別にみると、50 歳代以上では離職者数が入職者数を上回り、6.6 万人のマイナスとなっている(図表 4)。

(図表4) 介護等分野の入職者数・離職者数(2023 年上半期)



(資料) 厚生労働省『雇用動向調査』2023 年 1～6 月期 社会保険・社会福祉・介護事業

日本の高齢者人口は第二次ベビーブーム世代が 65 歳以上となる 2043 年まで増加が続き、特に要介護状態になる割合が高い 75 歳以上人口は 2055 年にピークを迎える見通しである。その時点の 75 歳以上人口は現在よりも 24%多い 2,479 万人となる見込みであり、介護ニーズは今後も高まることが必至である。介護ロボット等の導入が進められているものの、介護サービスは今なお人手に頼る部分が大きく、急速な効率化・省人化は見込みにくい。このため、今後も離職超過の状況が続けば、介護職員の不足によって要介護高齢者が介護保険サービスを利用できない状況に陥る恐れがある。

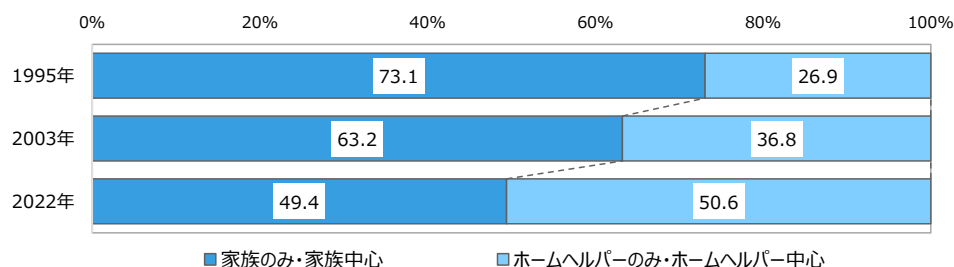
そこで、本稿ではまず介護保険制度導入による社会変化と女性を取り巻く環境について整理する。そのうえで、とりわけ家族介護の主たる担い手であり、介護分野における就業者も多い 50 歳代以上の女性に注目して、今後起こりうる変化について考察したうえで、介護保険制度の持続可能性を担保するための人材確保策について検討する。

2. 介護保険制度がもたらした変化

(1) 介護に関する意識の変化

介護保険法制定前の 1995 年の調査では、「他人の世話になるのはいやだから」「他人に家庭に入ってきてほしくない」「家族の者だけで十分な介護ができるから」などの理由により、家族による介護を希望する人が 7 割を超えていた。しかし、この 20 年あまりの間に介護サービス事業者を利用することが一般的となり、2022 年調査ではホームヘルパー等を中心とした介護を受けたいという人が半数を超えた(図表 5)。

(図表5) どのような介護を受けたいか



(資料) 内閣府『高齢者介護に関する世論調査』(1995 年、2003 年)、内閣府『高齢者の健康に関する調査結果』(2020 年)

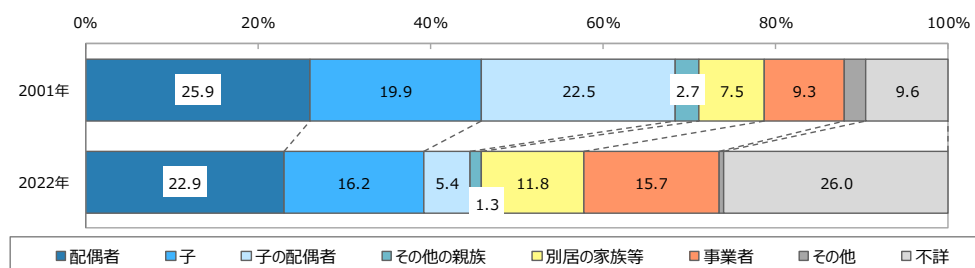
(注) 1995 年は 20 歳以上、2003 年・2022 年は 65 歳以上。その他・不明を除く構成比。1995 年、2003 年の調査では、介護場所として自宅を希望した人のうち「家族だけに介護されたい」「家族の介護を中心とし、ホームヘルパーなど外部の者も利用したい」と回答した人を「家族のみ・家族中心」として分類し、「ホームヘルパーなど外部の者の介護を中心とし、あわせて家族による介護を受けたい」「ホームヘルパーなど外部の者だけに介護されたい」を「ホームヘルパーのみ・ホームヘルパー中心」と分類した。2022 年の調査では、排泄等の介護が必要になったときに最も介護を頼みたい人(択一回答)において「配偶者・子・この配偶者・兄弟姉妹・その他の家族・親族」のいずれかを挙げた人を「家族中心」として分類し、「ヘルパーなど介護サービスの人」と回答した人を「ホームヘルパー中心」として分類した。

(2) 家族介護の現状

ホームヘルパーのみ、あるいはホームヘルパーを中心とした介護を希望する人の増加と並行して、主たる介護者が家族である割合は低下している。主たる介護者が親族である割合は 2001 年の 78.5% から、2022 年には 57.6% にまで低下しており、事業者が主たる介護者であるという割合、あるいは主たる介護者が誰か分からない(不詳)というケースが大きく上昇している(図表 6)。子どもがいない人が増え、介護のキーパーソンとなる家族がいない人が増えたことが背景として挙げられる。

6 割弱を占める家族介護者の内訳を見ると、女性が 7 割であり、同居の場合は 60～79 歳、別居の場合は 50～69 歳が中心となっている(図表 7)。有配偶女性は、夫の介護、自身の両親ならびに配偶者の両親のいずれかの介護に携わるケースが多いため、介護経験がある割合が高く、とりわけ 60 歳以上の女性においては半数以上が家族介護の経験を有する(図表 8)。

(図表 6) 主な介護者



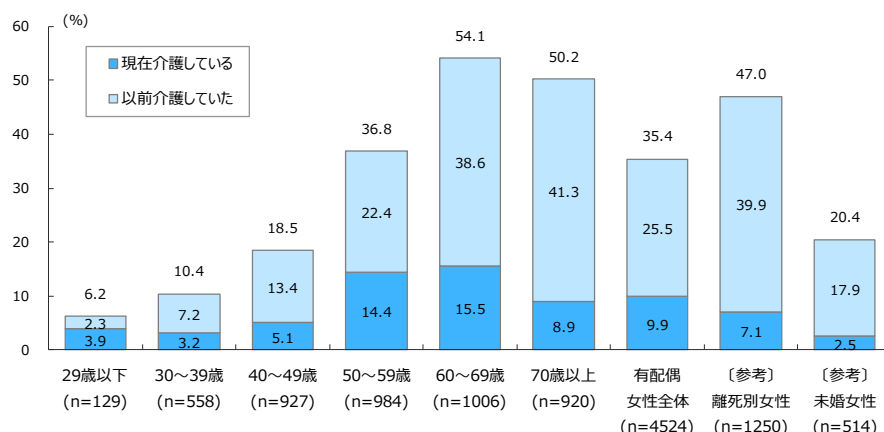
(資料) 厚生労働省『国民生活基礎調査』

(図表 7) 家族が主な介護者である場合の内訳

	女性		男性		男女計
	同居	別居	同居	別居	
49 歳以下	3.6%	1.2%	1.8%	0.4%	7.0%
50-59 歳	9.3%	5.8%	4.4%	2.3%	21.8%
60-69 歳	16.5%	6.2%	6.7%	2.4%	31.8%
70-79 歳	17.0%	1.6%	5.6%	0.4%	24.6%
80 歳以上	8.4%	0.2%	6.3%	0.0%	14.9%
年齢計	54.8%	15.0%	24.7%	5.5%	100.0%

(資料) 厚生労働省『国民生活基礎調査』をもとに算出

(図表 8) 家族介護の経験



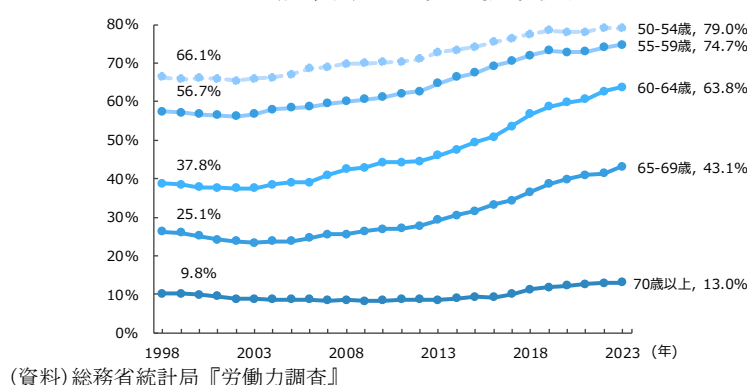
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所『第 7 回全国家庭動向調査』2023 年(調査基準日: 2022 年 7 月)

(3) 中高年女性の仕事と介護の両立

① 就業率の推移

家族介護の中心的役割を担っている 50～69 歳の女性は、2000 年時点と比較して就業率が大きく伸びており、60～64 歳では 37.8%から 63.8%へと 26 ポイント、55～59 歳では 56.7%から 74.7%へと 18 ポイント上昇している(図表 9)。この背景には、配偶者の賃金の伸び悩み、高年齢者雇用・就業の促進、健康寿命の延伸などの要因が考えられるが、介護保険サービスによる介護負担の軽減も要因の一つとして挙げられる。介護保険制度の創設にあたっては、「40 歳以降になると一般に老親の介護が必要となり、家族という立場から介護保険による社会的支援という利益を受ける可能性が高まることから、40 歳以上を被保険者とし、社会連帯によって介護費用を支え合う」という考えから、被保険者の範囲を要介護高齢者の家族介護者となる中高年までとして制度設計された¹。

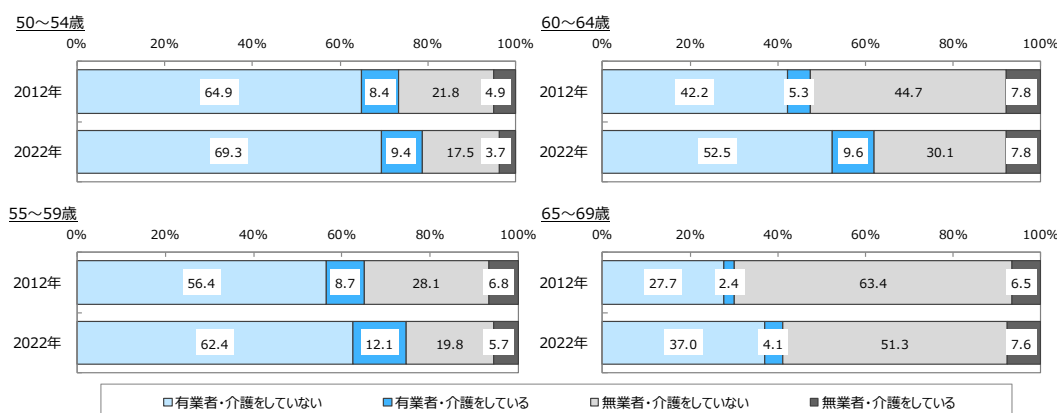
(図表9) 女性の就業状況



② 介護と仕事の両立

50 歳以上の女性のうち介護をしながら働く人の割合は増えている。データの制約上、介護保険制度以前との比較はできないものの、2012 年から 2022 年までの 10 年間だけでも、介護をしている有業者が当該年齢の人口全体に占める割合は 55～59 歳では 8.7%から 12.1%へ、60～64 歳では 5.3%から 9.6%に上昇している。介護をしている 50～64 歳の女性の内訳を見ると、無業者よりも有業者の方が多(図表 10)。

(図表10) 就業状況と介護の有無



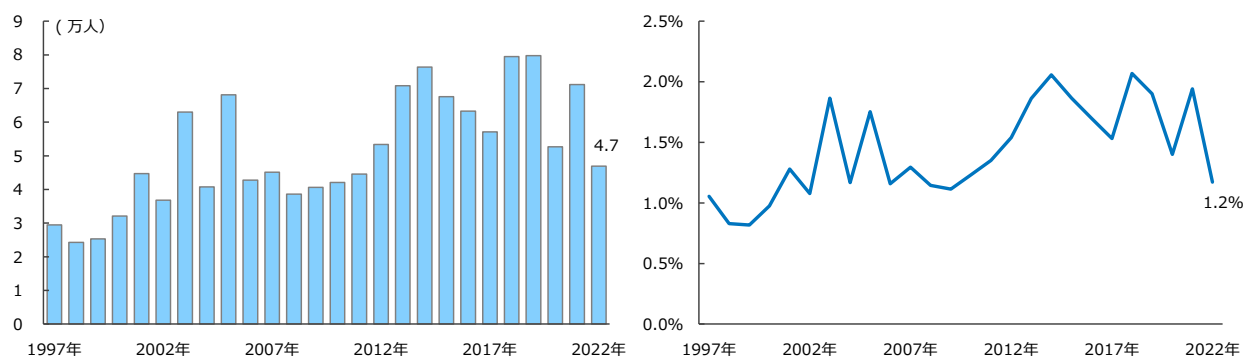
¹ 老人保健福祉審議会 「介護保険制度案大綱(1996 年 6 月)」

③ 介護を理由とした離職

介護・看護を理由として離職した女性の数は、2022 年は 4.7 万人であった。これは離職者全体の 1.2%にあたる(図表 11)。介護をしながら働く人の割合は増えているのに対し、介護離職者数はそれほど大きく増えていない。

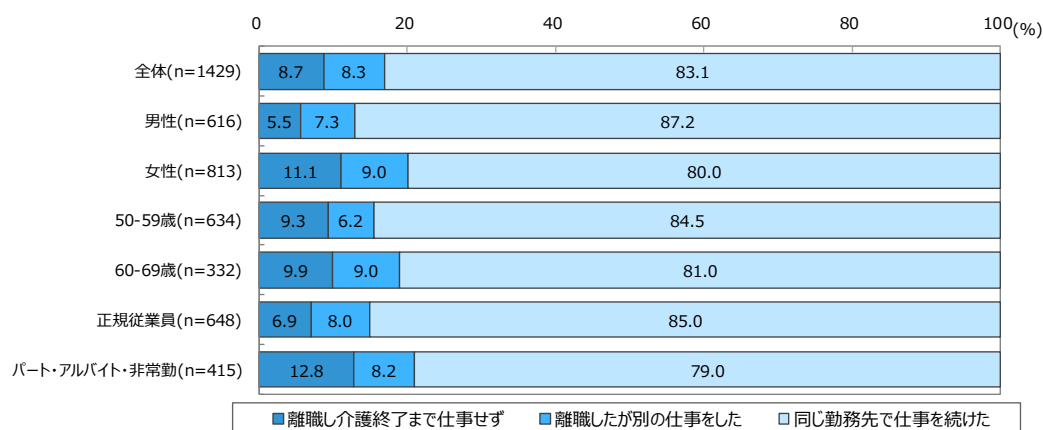
1999 年以降に家族の介護を開始、2010 年以降に介護を終了し、終了時に 20～64 歳だった人を対象とした調査では、介護開始時点で就業していた女性のうち 2 割が離職しているが(図表 12)、このなかには「介護による心身の負担が大きかった」「介護にもっと時間を割きたかった」「介護のために仕事の責任を果たせなくなった」など、介護を理由とする離職が 6 割、「介護とは関係ない仕事上の理由」「介護とは関係ない私生活上の理由」による離職が 4 割を占める。介護終了まで仕事をしていなかった人が 11.1%であることから、純粋に介護を理由として離職し、介護・家事に専従する人は、就業中に家族介護が生じた人のうち 1 割程度であると推測される。

(図表11) 介護・看護を理由とした離職者数(左)と離職者全体に占める割合(右)(女性)



(資料)厚生労働省『雇用動向調査』

(図表12) 家族介護による就業の変化



(資料)労働政策研究・研修機構『介護者の就業と離職に関する調査』2016 年をもとに作成

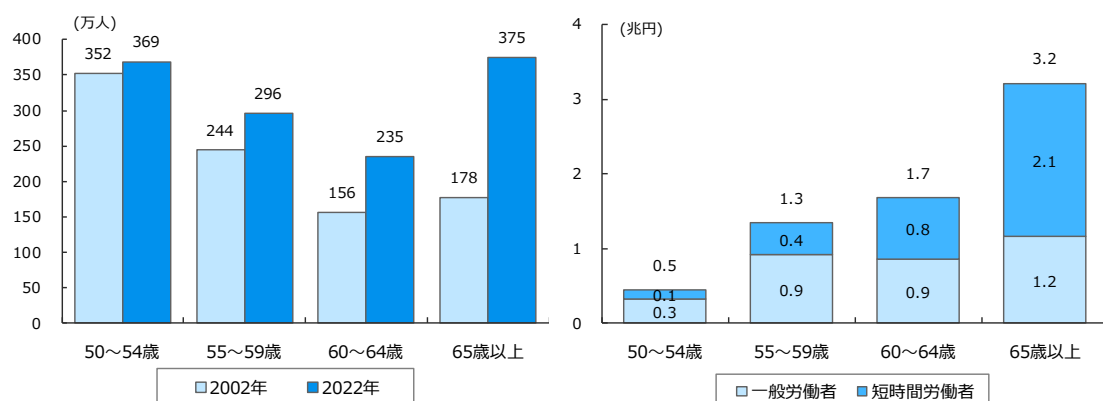
3. 介護の社会化に伴う女性就業の経済的価値

(1) 中高年女性の就業者の増加

2002年から2022年までの20年間に、50歳以上の女性就業者数(全産業)は930万人から1,275万人へと4割増加した。特に65歳以上の就業が大きく伸びている(図表13左)。団塊の世代による人口のボリュームゾーンが50歳以上にシフトしたことも要因であるが、前述の通り、就業率が約20ポイント上昇したことが大きく寄与している。

20年間に増加した345万人の50歳以上女性就業者のうち、約83万人が正規雇用、262万人が非正規雇用であると推計される。計算上、正規雇用を一般労働者、非正規雇用を短時間労働者と仮定したうえで試算すると、その賃金総額は6.7兆円規模と見積もられる(図表13右)。55～64歳では正規労働者(一般労働者)、65歳以上では短時間労働者の寄与が大きい。

(図表13) 50歳代以上の女性の就業者数(左)と推計賃金総額の増加分(右)



(資料)総務省統計局『労働力調査』『賃金構造基本調査』に基づき日本総合研究所推計

(注)賃金は2002年、2022年とも、令和4年賃金構造基本統計調査の値を用いた

(2) 中高年女性が介護離職した場合の推計損失

介護をしながら働いている50歳以上の女性の半数が、介護サービスを利用できなくなり親や配偶者の介護のために離職するとどのような影響をもたらすのか。ケース1として、働きながら介護をしている50歳以上の半数が離職すると仮定した場合、離職者数は54万人、賃金総額は1.3兆円規模と推計される。ケース2として、介護保険制度導入初期で介護サービスが現在ほど普及していなかった2003年の全国家庭動向調査をもとに算出した、介護者における年齢階層別の有業者の比率を当てはめると、有業から無業に移行する人数は25万人、賃金総額は6449億円と推計される(図表14)。

(図表14) 50歳以上の女性就業者が介護離職した場合の推定損失額

	就業者数 (人)	働きながら介護を している人の割合	ケース1 (半数)		ケース2 (2003年水準)	
			離職者数	賃金総額(億円)	離職者数	賃金総額(億円)
50～54歳	3,690,000	9.4%	173,430	4,637	113,499	3,034
55～59歳	2,960,000	12.1%	179,080	4,638	90,329	2,339
60～64歳	2,350,000	9.6%	112,800	2,397	60,755	1,291
65歳以上	3,750,000	4.1%	76,875	1,253	-13,237	-216
			542,185	12,925	251,347	6,449

(資料)総務省統計局『労働力調査』『賃金構造基本調査』『就業構造基本調査』に基づき日本総合研究所推計

(注)就業者数は65歳以上人口を用いているが、介護者の割合、有業/無業の構成比については65～69歳の値をあてはめた。ケース1は介護をしながら仕事をしている人の半数が介護離職したと仮定した値。ケース2は国立社会保障・人口問題研究所『第3回全国家庭動向調査』(2003年7月実施)による「親の介護時の仕事の継続別有配偶女子数」に基づき、元から無職だった人と介護を機に辞めた人を「無業」、仕事を続けた・転職・就職した人を「有業」と仮定して構成比を算出した。

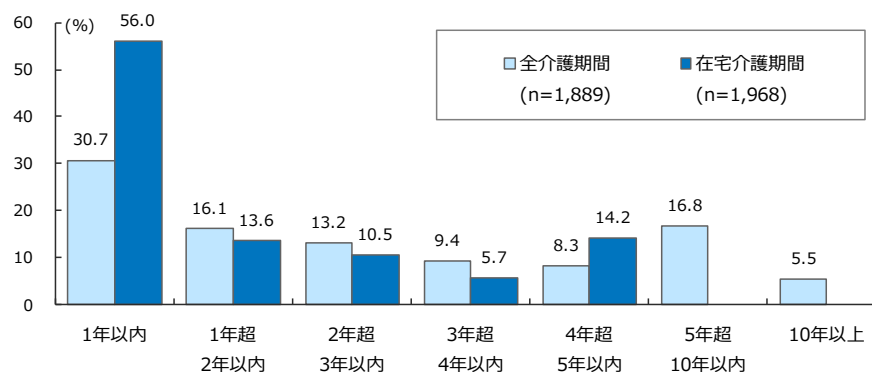
また、介護離職は再就職を困難化させる。前職の離職理由が「介護・看護」であった女性のうち、3割は5年以内に就業しているが、7割は無業で、無業者のほとんどは求職していない(図表15)。自分または配偶者の親の在宅介護期間は平均1.5年、半数以上は1年以内であるものの(図表16)、介護が終了したからといって直ちに就業を再開するとは限らない。就業していない親族に介護の負担が偏る傾向から、別の親族の介護が始まった場合にも従来の家族介護者が主たる担い手となる可能性が高く、介護を機に非労働力人口となる場合も多いとみられる。介護離職した女性が5年以内に再就職する割合は50～54歳でも4割にとどまる。再び就業するハードルの高さに鑑みると、介護休業や介護休暇、短時間勤務などを活用しながら、有業者の就労継続を推進することが、労働力人口の確保という社会的観点からは重要であると考えられる。

(図表15) 介護離職者の再就職

	総数(平成29年10月～令和4年9月までの離職者)	有業者(令和4年10月時点)					
		有業者			無業者(令和4年10月時点)		
		(令和4年10月時点)			うち求職者		
介護離職者・女性	354,200	105,100	(29.7%)	249,100	(70.3%)	44,900	(12.7%)
うち50～54歳	47,500	20,600	(43.4%)	27,000	(56.8%)	8,900	(18.7%)
うち55～59歳	61,700	20,100	(32.6%)	41,600	(67.4%)	8,400	(13.6%)
うち60～64歳	72,300	16,400	(22.7%)	55,900	(77.3%)	8,500	(11.8%)
うち65～69歳	53,400	8,600	(16.1%)	44,800	(83.9%)	4,300	(8.1%)

(資料)総務省統計局『就業構造基本調査』

(図表16) 介護期間

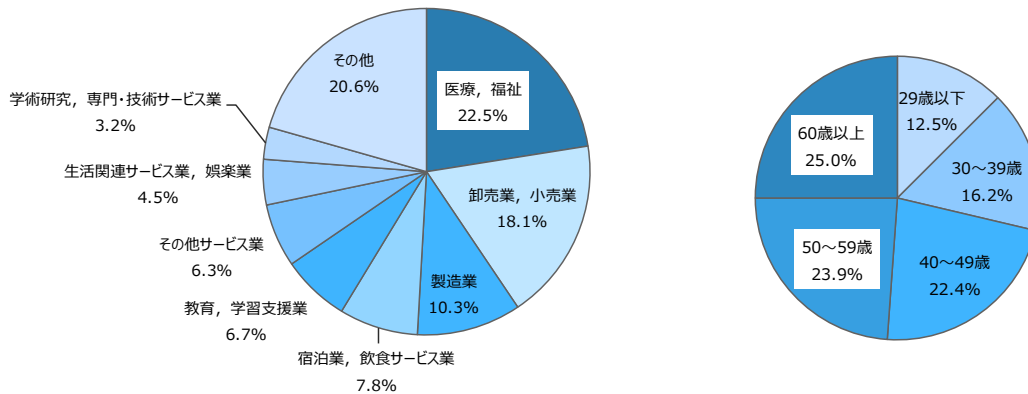


(資料)池田心豪『介護者の就業と離職に関する調査』労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No.153、2016年

(3) 介護人材における損失

女性が最も多く就業している産業は医療・福祉であり、その半数以上が社会保険・社会福祉・介護事業に従事している(図表17左)。社会保険・社会福祉・介護事業に従事する女性就業者は、2000年の122万人から2022年には352万人へと増加し、就業者の約半数が50歳以上である(図表17右)。これは介護保険の利用が進んだことによって、同分野が家庭内で家事や介護を担ってきた中高年女性の雇用の主要な受け皿となってきたとみることもできる。

(図表17) 産業別就業者(左)と社会保険・社会福祉・介護事業の就業者の年齢構成(女性)



(資料) 総務省統計局『労働力調査』2022年

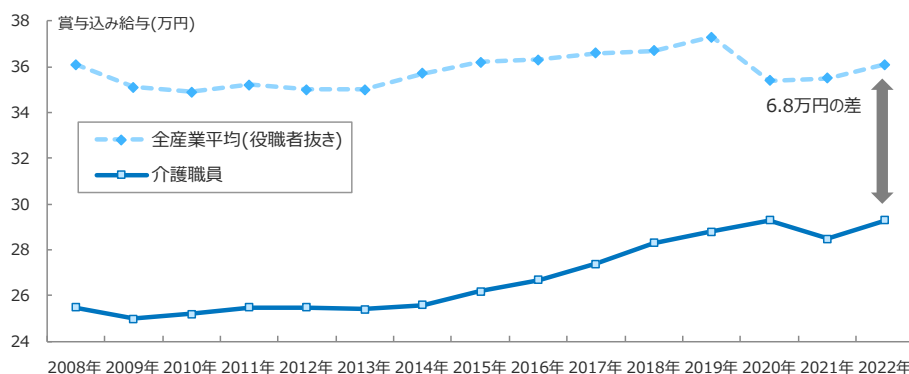
(注) 産業別就業者は多い順に掲載し、構成比が3%未満の産業は「その他」にまとめた。

4. むすびに

介護職員の離職超過という事態に見舞われるなか、2024年の介護報酬改定では2024年に2.5%、2025年に2.0%のベースアップにつなげるべく、処遇改善加算の見直しが行われた。加算の請求にあたっては、採用や人材育成などの入職促進、研修受講支援やエルダー制度などの資質の向上策、両立支援・多様な働き方の推進、心身の健康管理、記録や転記の負担を軽減するソフトの導入などの生産性向上・業務改善策などを要件としており、賃金以外の面での処遇も含めた改善が目指されている。

介護従事者の人材確保・処遇改善はこれまでの報酬改定においても重視されており、介護職員の平均賃金は上がってきているものの、依然として全産業平均とは大きな開きがある(図表18)。人手不足が深刻化するなか、他産業も賃金を引上げており、格差は容易には縮まらない。こうした状況下、介護市場からの人材流出傾向が今後も続けば、要介護認定を受けても介護サービス給付が受けられないという状況が生じかねない。

(図表18) 全産業平均と比較した介護職員の賃金の推移



(資料) 厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会(第223回)資料1 (2023年9月8日)

(注) 原典は厚生労働省『職業安定業務統計』、総務省『労働力調査』

介護人材不足という供給制約により、介護サービスと家族介護を組み合わせながら就業継続するという働き方が困難になれば、介護離職による労働力人口のさらなる減少という負のサイクルに陥りかねない。親族のなかで無業の女性に家族介護の負担が集中すると、体力的にも精神的にも負担がかかるうえに、キャリアアップの機会を逃し、将来受給する老齢年金が減少するなど人生設計にも大きく影響する。きょうだいが少なくなるなか、親を介護する個人の負担はますます大きくなっていく。さらに未婚化や子どもを持たない夫婦の増加により、子による介護を期待できない人が増えていくなか、介護の社会化を一段と進めていく以外に選択肢はないと考えられる。

介護保険は給付を受ける人の割合が高い保険である。85 歳以上では約 6 割が要介護認定を受け（2021 年度、厚生労働省『介護保険事業状況報告』）、60 歳代以上の有配偶女性の半数以上は家族介護の経験がある。亡くなる直前まで元気で要介護状態を経ずに亡くなる、いわゆる「ピンピンコロリ」の最期を迎える人は少数であり、多くの人は自分自身が介護を受ける際と、親族の介護に携わる際の二重の意味で、介護保険給付に助けられることになる。

介護保険制度の財源は公費と社会保険料がそれぞれ半分ずつであり、介護保険料の部分を見ると、65 歳以上の第一号被保険者 3,600 万人と、40～64 歳の第二号被保険者 4,200 万人が、600 万人の受給者ならびにその家族介護者を支える構造となっているが、誰もが支えられる側に回りうる保険であることは広く認識されるべきである。介護人材の処遇改善には介護保険料の上昇が必然となるが、制度の信頼性と持続可能性を維持し、必要な給付を保障するために、介護の社会化の意義を広く共有し、介護従事者確保にあたって必要な費用を社会で負担していくための合意形成が早急に求められる。

以 上

【参考文献】

- ・ 池田心豪『介護者の就業と離職に関する調査』、労働政策研究・研修機構、2016 年
- ・ 大守隆・田坂治・宇野裕・一瀬智弘『介護の経済学』東洋経済新報社、1998 年
- ・ 菊澤佐江子「女性の介護:ライフコース視点からの考察」『福祉社会学研究』2007 巻 4 号、2007 年
- ・ 岸田研作「再考: 家族介護者の就業促進政策としての介護保険の効果」岡山大学ディスカッション・ペーパー・シリーズ No. II-89、2023 年
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所『第 7 回全国家庭動向調査 結果の概要』、2023 年
- ・ 小山泰代「家族介護者の介護負担の経時変化」『社会保障研究』6(1)、2021 年 7 月、pp18-32
- ・ 高橋主光「高齢者介護が就業状態に及ぼす影響」労働政策研究・研修機構『労働力需給の推計のための基礎研究』JILPT 資料シリーズ No. 160、2015 年
- ・ 筒井淳也「家族の変動と親介護経験—NFRJ18 データの分析から」『第 4 回全国家族調査 第 2 次報告書』、2021 年
- ・ 中村二郎・菅原慎矢『日本の介護-経済分析に基づく実態把握と政策評価』有斐閣、2017 年
- ・ 西野勇人「実親に対する介護役割を子はどう想定しているか——きょうだい地位ときょうだい構造に着目して」『第 4 回全国家族調査 第 2 次報告書』、2021 年
- ・ 藤崎宏子「介護保険制度と介護の『社会化』『再家族化』」『福祉社会学研究』6 巻 pp41-57、2009 年